

○弁当類の行商に関する衛生確保について

て

〔平成十九年十二月十日 一九九福保健食第一、五十九号
各都保健所長・芝浦食肉衛生検査所長宛 健康安全室長通知〕

今般、夏期対策事業の一環として、行商の都内一斉監視を行つた。中でも、弁当類の行商においては、主にビジネス街を所管する保健所管内で、無届や鑑札等の不携帯、衛生基準違反、不適切な温度管理下での保管、さらに、行商を逸脱し、本来食料品等販売業の営業許可が必要な移行することなく特定の場所に留まつて営業する状態等が認められた。

また、無表示の弁当類の販売や細菌検査の結果、不良と判定された事例もあつた。このことから、製造所における弁当類の不適切な取扱いも危惧された。

これらについては、食品製造業等取締条例第三条、第六条の遵守及び「弁当及びそうざいの衛生規範について（昭和五十四年六月二十九日環食第一六一号）」に基づく衛生的な取扱いを改めて徹底する必要がある。

ついては、行商届出制度の事前周知と併せて、届出受理時の統一的な指導及び販売時の指導強化、関係機関が行商人の情報を共有化することによる効果的・効率的な監視指導等を行い、行商人が取り扱う弁当類の衛生確保を図るため、別紙のとおり取り扱われたい。

弁当類の行商に関する衛生確保について

1 別紙 行商の届出について

- (1) 弁当類の行商の届出は、行商届（食品製造業等取締条例施行規則（昭和二十八年十一月一日規則第一八三号）別記第1号様式）に、別添1「弁当類の行商に関する営業の大要」を添付させること。

- (2) 弁当類の行商の届出を受けた保健所長は、弁当類の製造所を所管する保健所長に対し、また、従たる営業地が他の保健所長所管の区域にあるときは、当該保健所長に対し、別添2「弁当類の行商届に関する連絡について」に行商届の写し及び別添1「弁当類の行商に関する営業の大要」の写しを添付して、その旨の情報提供を行うこと。

2 監視指導等について

- (1) 弁当類の行商の届出時に、衛生基準の遵守を指導するとともに、行商人が自主的な衛生管理を行うよう指導すること。
 - (2) 行商時に弁当類を防じん及び防虫をして、適切な温度で管理するため、運搬容器に入れて販売するよう指導すること。
 - (3) 台や路上に商品を陳列する等の固定化した販売を発見した場合は、速やかに固定化した状態での販売をやめさせること。
- なお、その営業者が他の保健所長に届出をしていた場合には、固定化した状態で販売していた旨を当該保健所長に情報提供すること。
- (4) 弁当類の行商については、固定店舗又は食品営業自動車での営業に変更するよう指導し、漸次減少を図ること。

別添1

弁当類の行商に関する営業の大要

| | |
|-----------------|--|
| 主たる営業地 | (記載例) ○○市△△町口口大学周辺 営業予定日時 (毎週月～金曜日 11時～13時) 営業予定日時 () |
| 従たる営業地 | 営業予定日時 () |
| | 営業予定日時 () |
| | 営業予定日時 () |
| 弁当類の取扱数 | 食／日 |
| 運搬容器 | (記載例) クーラーボックス |
| 運搬用具 | (記載例) リヤカー |
| 販売方法 | (記載例) 仕入先からリヤカーで移行しながら販売する。 |
| 表示例 | |
| 製造者及び 製造所所在地 | |
| 弁当類の仕入先 許可業種 | 飲食店営業 飲食店営業(自動車) 食料品等販売業 食料品等販売業(自動車) その他 () |
| 備考 | |

別添2

事務連絡
年月日

殿

保健所長

弁当類の行商届に関する連絡について

標記の件について、貴保健所管内に（従たる営業地・弁当類の製造所）のある行商人より 月 日付で届出がありました。つきましては、当該（従たる営業地・弁当類の製造所）の監視指導方よろしくお願ひします。

添付書類：行商届の写し

行商に関する営業の大要の写し

○「行商に関するQ&A」の送付について

このことについて、業務の円滑な運営に資するため、別紙のとおり「行商に関するQ&A」を作成したので送付する。

別紙

行商に関するQ&A

1 行商に関する事項について

Q1 「人力により移行しながら販売すること」とは、どのようなことをいうのか。

A1 人力により移行しながら販売することは、人が一人で運搬できる量を運搬容器に入れて取扱い、客の求めに応じてその都度、商品や金銭の授受のために立ち止まる以外は、原則として、移行しながら販売することをいう。したがって、移行することなく特定の場所に留まつて営業する形態は、行商を逸脱している。

△行商を逸脱している例▽

・台や路上に商品を陳列して販売する場合

東食一〇三・四

「行商に関するQ&A」の送付について

二四四四

- ・運搬用具を円滑に移動できないよう固定して販売する場合
- ・客待ちのためにその場に留まり移行することができない場合

など

2 運搬容器に関する事項について

Q2 行商における運搬容器はどのようなものをいうのか。

A2 ここでいう運搬容器とは、行商人が食品を運搬する際にこれを入れる容器のことをいう。

この容器は、清掃しやすい構造で、防じん及び防虫の設備のあるものであること。具体的には、クーラーボックス、発泡スチロール容器や金属製又は合成樹脂製の有蓋容器などがあげられる。

また、食品は直射日光及び高温多湿を避けて保存するため、遮光性のある運搬容器に入れ、さらに、温度管理が必要なものについては、運搬容器に冷媒等を入れるよう指導すること。

3 運搬用具に関する事項について

Q3 行商における運搬用具とはどんなものをいうのか。

A3 運搬用具とは、人力による移行販売のために運搬手段として使用する用具のことをいう。

行商の際に認められている運搬用具としては、自転車の他、「食品製造業等取締条例及び食品製造業等取締条例施行規則の一部改正について」（平成十二年四月一日付一一衛生食第一、

4 行商の届出に関する事項について

Q4 法人による届出の場合、鑑札の交付はどのようにしたらよい。

A4 食品製造業等取締条例第三条第一項第二号より、法人による行商の届出を認めている。法人による届出があった場合には、行商届及び鑑札の主たる食品の仕入先の住所、氏名（屋号）の次に行商に従事する者の氏名を記載し、その者の写真を貼付して処理する。

Q5 弁当類の行商で、台や路上に商品を陳列する等の固定化した販売を行つており、再三指導しているにも関わらず、改善しない者に対してはどのように指導したらよい。

A5 固定化した販売は、行商では行えない旨を説明し、固定店舗又は食品営業自動車で食料品等販売業の営業許可を取得するよう指導すること。

なお、再三にわたり、固定化した販売をやめるように指導しているにも関わらず、従わない営業者は、食品製造業等取締条例第五条第一項の規定に違反（無許可営業）している。同条例

〇七八号）に示されているように、道路運送車両法第二条第四号に規定される軽車両（畜力により移動するものは除く。）であるリヤカー、人力車などがある。

また、同条第三号に規定される原動機付自転車（一二五cc以下）についても特例的に認めるものとする。

第十四条の罰則適用の対象にもなりうる。

5 その他の事項について

Q 6 駅ホームで菓子や弁当類を売り歩く場合、行商の届出が必要か。

A 6 昭和二十八年十一月二十五日衛公食第二五三号「食品製造業等取締条例執行心得について」で、「条例第二条の行商は、駅、興行場（劇場、映画館、野球場、競馬、競輪場）、公園、広場、遊園地等の立売を含むが、列車内及び駅ホームでの販売は、これを除くこと。」とされている。これは、駅に固定の販売所があり、その従事者がそこで販売する食品を準備し、駅ホームで販売を行う場合を想定していたものであり、この場合にあつては、行商届は不要である。しかし、駅に固定の販売所がなく、駅外部から菓子や弁当類を持ち込み駅ホームで販売を行う場合は、行商届が必要である。

Q 7 行商において、弁当類、ゆでめん類又はそう菜類を保温して販売することは認められるか。

A 7 認められない。

弁当類、ゆでめん類又はそう菜類にあつては、食品製造業等取締条例第六条で定められている衛生基準で、十分放冷したものを販売するよう規定されているため、保温して販売することは認められない。

なお、行商人が取り扱う前記以外の食品についても、保存基準及び衛生基準を遵守して取り扱わなければならない。

「行商に関するQ&A」の送付について

Q 8 乳酸菌飲料を行商で取り扱うことはできるか。

A 8 できない。

乳酸菌飲料は、行商の種類にはないので、行商で取り扱うことはできない。